

国の政策動向について

千葉県健康福祉部
高齢者福祉課

介護保険制度の見直しに関する意見（概要）

（令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められる。
- このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要。

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

II 地域包括ケアシステムの深化

III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1. 総合的な介護人材確保対策

- 人材確保のためのプラットフォーム
 - ・都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する

2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

- 生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等
 - ・国及び都道府県の責務として位置付ける
 - ・人材確保のためのプラットフォームの中で、生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等に向けた関係者との連携の枠組みを構築する

- ・人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化する
- ・国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援する

- 事業者間の連携、協働化等
 - ・バックオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める
- 科学的介護の推進
 - ・国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

IV 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

（出典）厚生労働省HP「社会保障審議会介護保険部会意見」

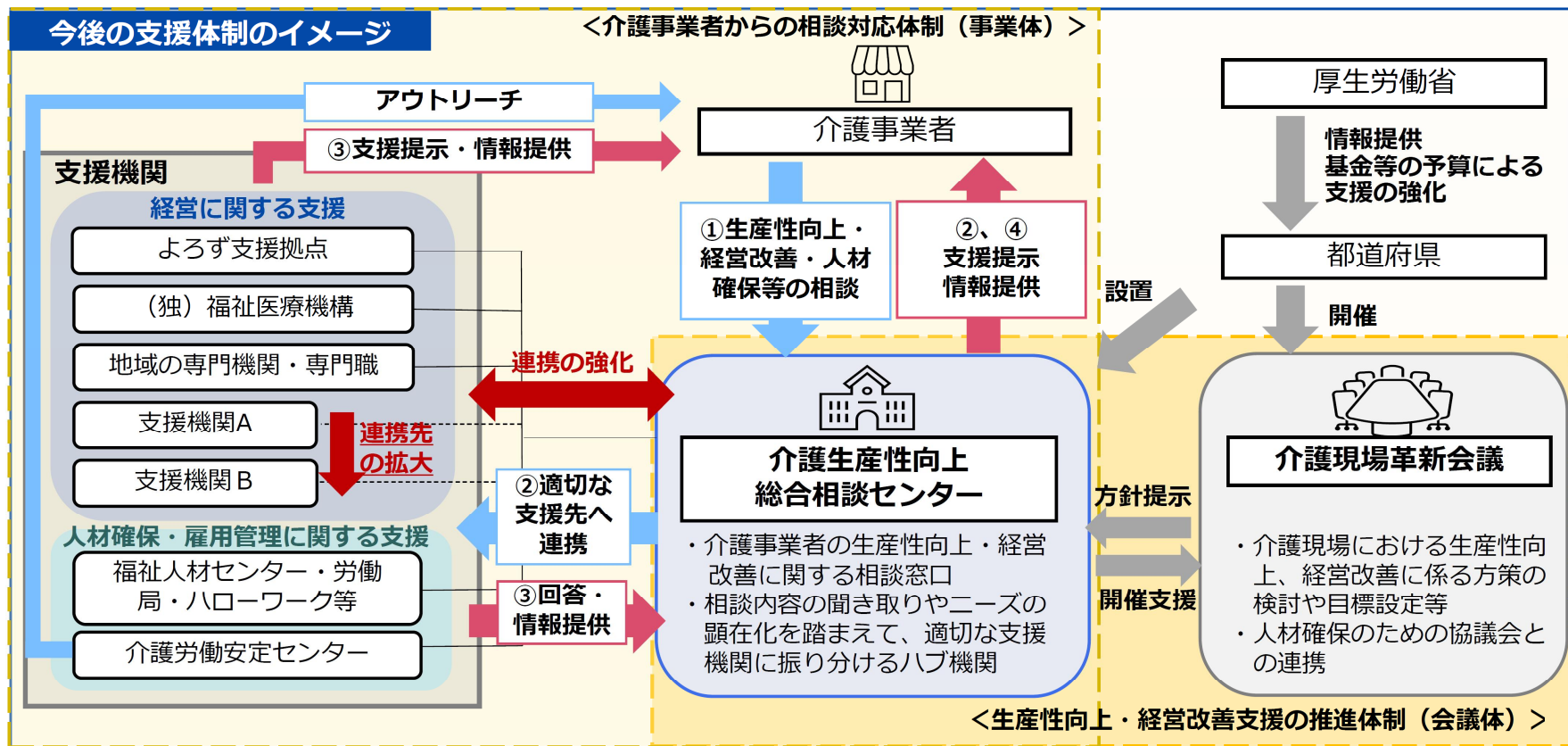
資料を加工 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001622728.pdf>

「介護事業者への経営支援モデル事業」 成果報告書（概要）

○介護に関する経営改善等の相談については、介護分野の知見を有する介護生産性向上総合相談センターが窓口となり、ハブ機関として適切な支援機関へつなげていくことが、ワンストップの相談窓口としての機能や既存の仕組みを活用する観点から望ましい。

（下記イメージ図）。その上で、地域の実情に沿った支援体制を各都道府県において構築していくべきである。

（※）すでに他産業において、別のハブ機関を中心とした支援機関のネットワークが存在している場合には、当該ハブ機関が連携の中心となるものと考えられるが、その場合も、相談先がわからない介護事業者に対し、まず介護生産性向上総合相談センターが相談内容の聞き取りを行い、ハブ機関と連携しながら適切な支援機関へ連携する体制を構築するべきである。



（出典）株式会社NTTデータ経営研究所HP「厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業 事業概要・成果報告書」 資料を加工
https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r07_15_01jigyohokokusho.pdf

プラットフォームについて（介護人材確保の例）

第6回社会保障審議会福祉部会
福祉人材確保専門委員会
参考資料2（抜粋）

- 地域の関係者のネットワークで「プラットフォーム」を構築し、関係者間で地域の現状の共有を図るとともに、各地域や事業所における課題を認識し、協働して課題解決に取り組む。※介護人材だけでなく、広く福祉人材の確保の観点から捉えることも必要

【第1層レベル】

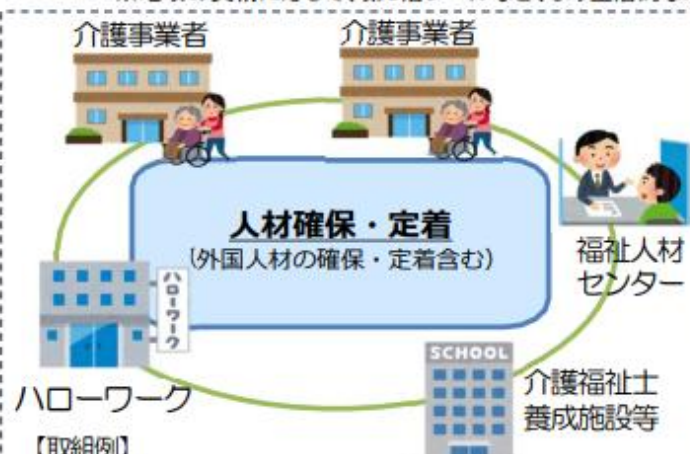
既存の協議会等と一体的に運営するなど、地域の実情に応じて適切な連携・役割分担



第1層・第2層の構成メンバーは地域の実情に応じてさまざまな関係者が参画することを想定

【第2層レベル（※）】県よりも狭い圏域等

※地域の実情に応じて、第3層レベルなど、より重層的な取組も可能



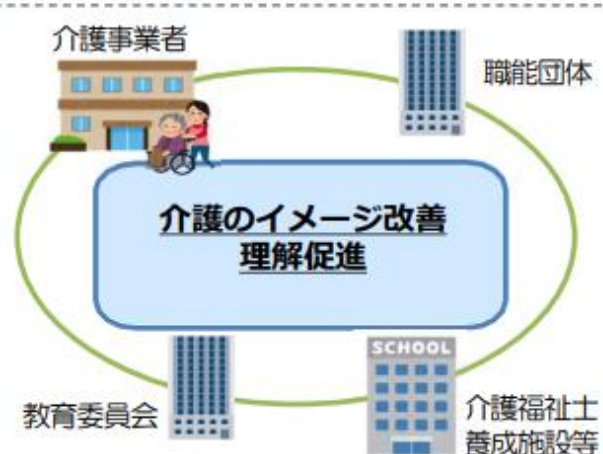
【取組例】

介護職員が介護福祉士養成施設のゲストスピーカーに介護事業者が共同で採用プロジェクトを推進
外国人材のマッチングから定着までの一体的支援



【取組例】

介護助手等への業務のタスク・シフト/シェアを図るための業務整理・切り出し支援
介護労働安定センターによる雇用管理改善・能力開発支援
生産性向上総合相談センターによるテクノロジー導入支援

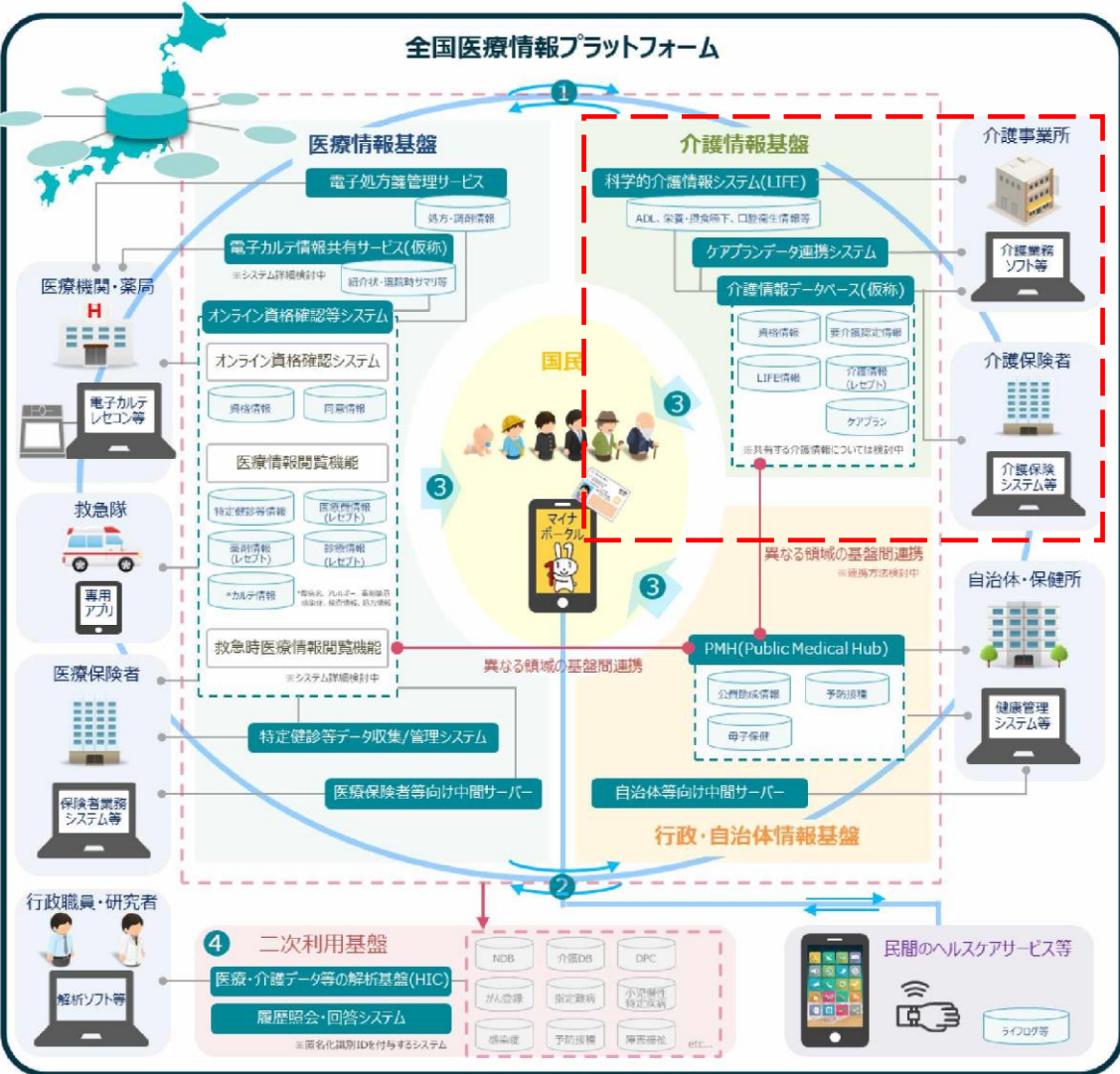


【取組例】

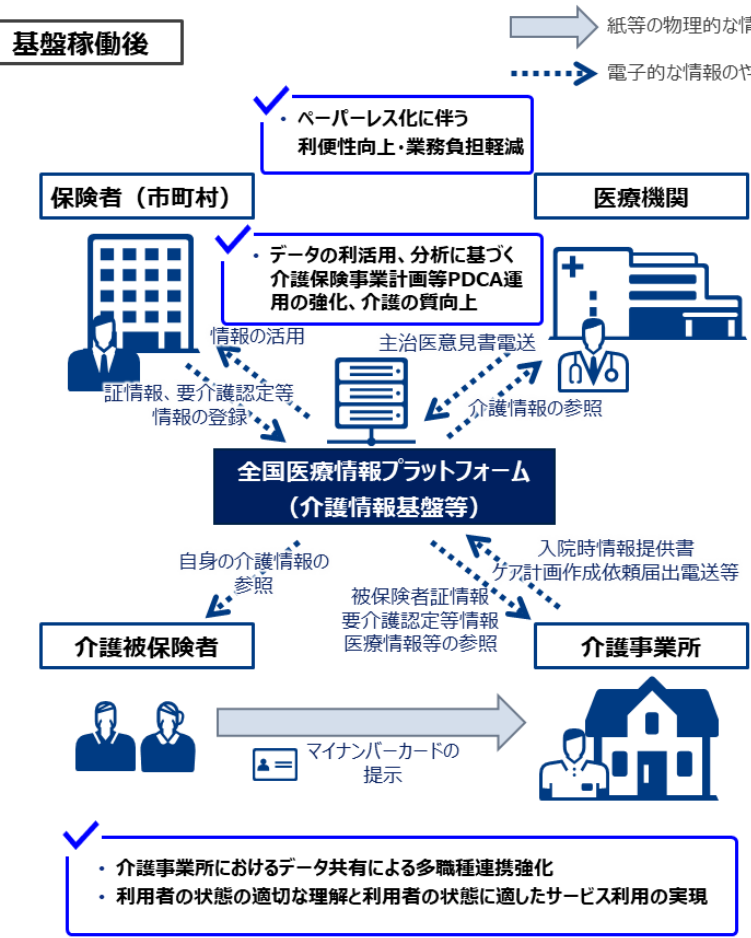
介護福祉士による小中高への出前講座の実施
養成施設の学生による地域づくりへの協力

介護情報基盤について

- 国において、医療機関、介護事業所、自治体等で分散する保健・医療・介護の情報を、共有が可能な「全国医療情報プラットフォーム」の構築が進められており、介護情報基盤は、介護情報等を閲覧共有・管理するための情報基盤として令和8年4月から稼働を開始する。
- 令和10年4月1日から介護情報基盤の本格運用を開始することを目指し、市町村においては、介護保険事務システムの標準化対応や介護情報基盤へのデータ送信のためのシステム改修・データ移行など、必要な対応を進めている。



【介護情報基盤の活用イメージ】

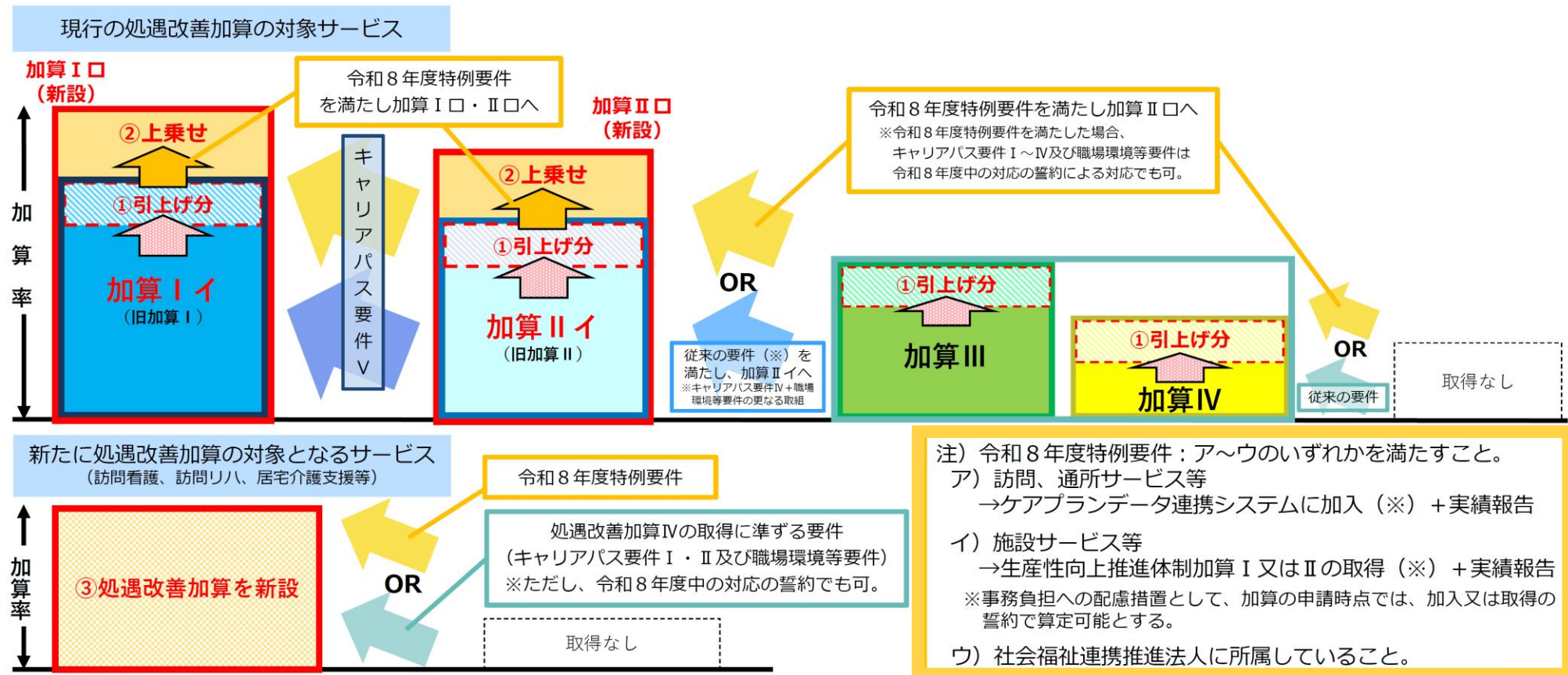


- これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）を図る。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上を図る。

介護職員等処遇改善加算の拡充①

概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。



（出典）厚生労働省HP「令和8年度介護報酬改定について」

資料を加工 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001647819.pdf>